

News Release

**地域活性化に向けた胎動と課題**  
**～西日本での広域連携活動の事例から考える～**

2012年8月31日

株式会社日本総合研究所

<http://www.jri.co.jp>

## <目 次>

はじめに

1. 国における地方分権改革の現状
2. 関西
3. 九州
4. 四国
5. 中国
6. 総括
7. むすび

### (会社概要)

株式会社 日本総合研究所は、三井住友フィナンシャルグループのグループ IT 会社であり、情報システム・コンサルティング・シンクタンクの3機能により顧客価値創造を目指す「知識エンジニアリング企業」です。システムの企画・構築、アウトソーシングサービスの提供に加え、内外経済の調査分析・政策提言等の発信、経営戦略・行政改革等のコンサルティング活動、新たな事業の創出を行うインキュベーション活動など、多岐にわたる企業活動を展開しております。

名 称：株式会社 日本総合研究所 (<http://www.jri.co.jp/>)

創 立：1969年2月20日

資本金：100億円

従業員：2,000名

社 長：藤井 順輔

理事長：高橋 進

東京本社：〒140-0022 東京都品川区東五反田2丁目18番1号 TEL 03-6833-0900 (代)

大阪本社：〒550-0001 大阪市西区土佐堀2丁目2番4号 TEL 06-6479-5800 (代)

### <本レポートに関するご照会先>

調査部 地域再生プロジェクト 横田朝行 (Tel：06-6479-5750)

廣瀬茂夫 (Tel：06-6479-5753)

## 《要 旨》

- 国の地方分権改革が遅れている一方で、西日本を中心に、地域が抱える問題への対処に向け、府県の枠を越えて連携する動きが活発化している。
- 関西は 2010 年 1 2 月、府県では初めての広域連合として「関西広域連合」を発足させた。その後、2 年足らずの間に①「広域産業振興」「広域観光・文化振興」など分野別広域計画の策定、②出先機関改革などの分権改革への地元一体となった提案、③20 回を超える首長同士の会合開催など、目覚ましい成果を挙げている。
- 九州は、「九州はひとつ」の理念のもと、県の枠・官民の枠を越え個々の動きをまとめる試みとして 2003 年 10 月、「九州戦略会議」を誕生させた。同会議は 2009 年に「道州制の『九州モデル』」を官民の共通認識として確認した。また、最近の国の出先機関改革に対応して、九州地方知事会は「九州広域行政機構（仮称）」設立を提案している。
- 四国と中国においても、広域連携施策がすでに実施され、実績が積み上がっている。また、道州制に向けて議論も盛んである。こうしたなか、国の出先機関の受け皿ともなりうる広域連合設置が合意されている。
- 広域の地域連携活動を総括し、そのインプリケーションを整理すると 4 点である。
  - ①動きが加速しているのは西日本であるが、東日本もその埒外ではないこと。連携には 10 年単位の年月が必要であり、東日本も早期に動くことが必要であること。
  - ②連携の形は一様ではなく、国の地方分権改革も「全国一律」ではなく「地域の声による権限・財源移譲」が望まれること。
  - ③連携には知事のコミットメントが不可欠であり、知事相互の情報交換・意識共有が望まれること。
  - ④真の地域活性化をターゲットして、現在の連携を問題解決型の取り組みに進化させるべきこと。
- 国は、地域の動きに真剣に向き合い、「自らのことは自らが行う」と宣言した分野については、権限・財源を積極的に移譲する必要がある。一方、地域においては、単に業務の移譲を受けるだけでなく、目指すべきビジョン、したたかな戦略を練り上げ、都市間・地域間競争における生き残り、少子高齢化への対処など、地域が乗り越えねばならない課題克服にチャレンジすべきである。

## はじめに

国の地方分権改革が遅れている。民主党は、「地域主権は1丁目1番地」と唱えて政権交代を果たしたが、その後の動きはきわめて鈍い。一方、わが国はグローバリゼーションの進展、少子高齢化の進行などの変化に付いて行けず、そのツケが地域経済の疲弊という形で表面化している。このようななか、西日本を中心に、地域が抱える問題への対処に向け、府県の枠を越えて連携する試みが自主的に展開されるようになってきた。これらの動きはそれぞれの地域で特色があり、興味深い取り組みもみられるが、意外に知られていないのが実情であろう。そこで本レポートでは、まずは西日本各地の具体的な動きを地域ごとに流れとその特色について概観したうえで、そうした地域連携活動を総括し、地域経済再生のために各地域、国が克服すべき課題について検討した。

### 1. 国における地方分権改革の現状

国における地方分権改革は1993年6月の衆参両院による超党派の「地方分権の推進に関する決議」をきっかけとして大きく動き始めた<sup>1</sup>。この頃、政界では自民党一党支配体制が終わりを告げようとしており<sup>2</sup>、行政改革、政治改革など大きな改革がなされる「気運」があり、この流れのなかで分権改革推進論が高まりをみせていた。すなわち、80年代から続いてきた行政改革が、「官から民へ」とともに「中央から地方へ」という方向性を持ったこと、また、政治面では、政治家の度重なる贈収賄事件の根底に東京への権力集中があるとの認識が広がったこと、が決議につながった。この決議の後、国においては、次のような動きが生じることとなった。

- ① 機関委任事務制度の廃止・・・2000年4月施行の地方分権一括法で実現。
- ② 三位一体改革・・・2001年に成立した小泉内閣における構造改革の一環として、国庫補助金改革、税源移譲による地方分権と、地方交付税の削減による財政再建をセットで行おうとした。税源移譲が十分行われなかったため、地方財政は財政再建という課題を背負うことになった。
- ③ 「道州制のありかたに関する答申」公表・・・2006年2月、第28次地方制度調査会が取りまとめ。広域地方自治制度のあり方として、道州制の導入を提言。
- ④ 「道州制ビジョン懇談会中間報告」公表・・・安倍内閣のもとで道州制の導入に向けた検討を進めるため設置された「道州制ビジョン懇談会」が2008年3月、道州制基本法制定の必要性を訴えた。政権交代により最終報告は見送られた。
- ⑤ 「『地方政府』の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大」公表・・・2008年12月、

<sup>1</sup> 1993年6月3日衆議院、4日参議院で決議。東京一極集中を排除すること等を目的として地方分権を進めるための整備や施策を断行すべしと謳っている。

<sup>2</sup> 同年6月18日、宮澤内閣不信任案が可決。8月9日細川内閣が成立し、55年体制に終止符が打たれた。

地方分権改革推進委員会第2次勧告で国の出先機関の縮小・廃止の方向性を打ち出した。これを受け、政府は2009年3月、「出先機関改革に係る工程表」を決定、出先機関改革を2012年度から実施するとした。

以上のように様々な動きがあったが、おしなべてみれば地方分権改革は議論と弥縫策に終始し、抜本的な改革が実施されるには至らなかった。2009年9月、地域主権を1丁目1番地とする民主党が政権の座についたが、これまでのところの動きは極めて鈍い。2010年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱では、①義務付け・枠付けの見直し、②自治体の条例制定権の拡大、③国の出先機関の原則廃止、④国と地方の協議の場の設置、などの方針が示されたが、どれも「抜本的」改革とはいえず、道州制論議もトーンダウンした。

なお、大綱に従い政府が2010年12月に閣議決定した「出先機関改革に関するアクション・プラン」では、8府省庁・15系統の国の出先機関を廃止・縮小する改革の指針やスケジュールを示している。プランは、出先機関の事務・権限を、九州、関西などの地域ブロック単位で移譲することを基本に法整備を行うと明記し、全国一律・一斉の実施にこだわらず、広域で意思統一が図られた地域から移譲する、とした。当面のスケジュールとして、2012年の通常国会に法案を提出し、準備期間を経て、2014年度中に移譲を行うことを目指すとしている。ただし、これらの動きも、関西や九州の積極的な働きかけによって進められてきたものである。

このような国の遅々とした対応の傍らで、西日本を中心として地域自らが立ち上がろうとする動きが生まれている。以下ではそれを概観する。

## 2. 関西

### (1) 広域連合設置までの経緯

関西は、2010年12月、全国に先駆けて府県レベルの「広域連合」を立ち上げた。広域連合とは地方自治法に定められた特別地方公共団体で、既存自治体は存続したままで広域連合に加入し、特定分野に関して共同で事業を行うほか、広域連合は国の事業の地方移管への受け皿としての役割も果たす。連合長、議会、財政を備え、条例制定権もある。

関西において府県をまたがる広域連合設置を提案したのは地元経済界である。すなわち、2003年7月、関西経済連合会（関経連）を中心とする6経済団体<sup>3</sup>が「関西分権改革研究会」を設置、関西の2府7県3政令市<sup>4</sup>、学界にも呼びかけを行い、2005年1月、「分権改革における関西のあり方」と題する報告書（以下、報告書）を取りまとめた。このなかで新しい広域自治組織の具体案として、自治体の協議会、一部事務組合、広域連合、道州制など

<sup>3</sup> 他に関西経済同友会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所、関西経営者協会。関西経営者協会は後に関経連と統合。

<sup>4</sup> 大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県、福井県、三重県、徳島県、大阪市、京都市、神戸市。なお、当時は堺市が政令市ではなかった。

の比較衡量を行ったうえで、「道州制は有力な選択肢だが、制度の内容と導入時期が不確定である。…（中略）いつ実現するかわからない国主導の制度改革を待つのではなく、望ましい地方分権体制への『漸進的な改革』に自ら取り組む必要がある。その一つの有力な手段として広域連合方式を積極的に検討すべきである（P31）」と結論付け、関西広域連合を設立する場合の試案を提示した（関西モデル）。

関西分権改革「研究会」はこの後、「推進委員会（2005年4月～2006年6月。設置主体は9府県3政令市と6経済団体）」、「推進協議会（2006年7月～2007年6月。設置主体は9府県4政令市と8経済団体）」へ発展し、さらに、関西広域連合設立案を作成することになる「関西広域機構（KU）<sup>5</sup>分権改革推進本部（2007年7月～2010年8月実質終了）」に繋がっていった。分権改革推進本部は2010年8月に関西広域連合設立案（以下、設立案）などを作成、それに基づき、2010年12月、関西広域連合が誕生した。

関西分権改革研究会の問題意識は「経済力や人材に恵まれながら地盤沈下を続けている関西経済の活性化にとって最大の課題は、中央集権を打破し地方分権体制を確立すること…（中略）。改革を加速させるためには、関西の地方自治体、経済界、学界が一体となって、関西の発展にとって望ましい分権改革の具体案を提示し、地方から改革のうねりを起こすこと（報告書巻頭言）」というものであった。すなわち、広域連合は地域経済活性化のためという考えが色濃く出ていた。

これは、研究会の母体が経済界であったことの反映といえる。一方、関西広域連合の設立趣旨は若干のニュアンスの相違が生じている。設立案は冒頭で、関西の強みや特徴を活かしていくためには中央集権体制を打破し自主・自立する関西を実現することが重要である旨を謳っており、設立の狙いとして、①地方分権改革の突破口を開く（分権型社会の実現）、②関西における広域行政を展開する（関西全体の広域行政を担う責任体制づくり）、③国と地方の二重行政を解消する（国の地方支分部局の事務の受け皿づくり）、の3点を挙げている。そして、経済活性化は②の広域行政の一部という取扱いになっている。

このような違いの背景には、①広域連合の設立母体が自治体であり、自治体の想定する広域行政ニーズが防災など経済活性化だけにとどまらないことに加えて、②経済活性化を前面に押し出すと、相対的に経済力の劣る自治体を取り残されるのではないかとの危惧を抱き、加盟しにくくなるという事情があったと推察される<sup>6</sup>。自治体間には利害対立や地方自治の将来像を巡っての意見の相違があり、それをまとめて関西広域連合を設立するには現実的な工夫が必要であった。このエッセンスをキーワード風に纏めれば「誰でも、いつでも、出来ることから」であり、関西広域連合の基本方針（設立案P2～3）に具体化されている。すなわち、①まず一步を踏み出す（早期に実現可能な事務から取り組む）、②生活者重視の運営を行う（住民生活に直結する事務から取り組む）、③柔軟な参加形態とする

<sup>5</sup> 関西広域機構（KU）は関西の府県、政令市、経済団体が関西の総合力を発揮して関西の自立的発展に寄与することを目的として2007年7月に設立された団体。関西広域連合設置により一定の役割を終えたため、2011年9月に解散。

<sup>6</sup> 実際、奈良県、福井県、三重県が現時点での参加を見送っている。一方で、鳥取県が部分参加ではあるが当初から加入しているほか、大阪市、堺市、京都市、神戸市も本年8月までに追加加入した。

(早期設立と全団体参加への道筋)、④簡素で効率的な執行体制とする(既存の組織を活用する)、⑤成長する広域連合を目指す(実施する事務を順次拡大する)、⑥これまでの広域連携の組織を発展させる(官民連携の蓄積を生かす)、である。また、運用面の工夫として、広域連合の担う事務を7分野に分け、それぞれ担当する府県を割り振っている。これにより、どこかの自治体が関西の中心というわけではなく、それぞれが一定の中核機能を持つこととなった。

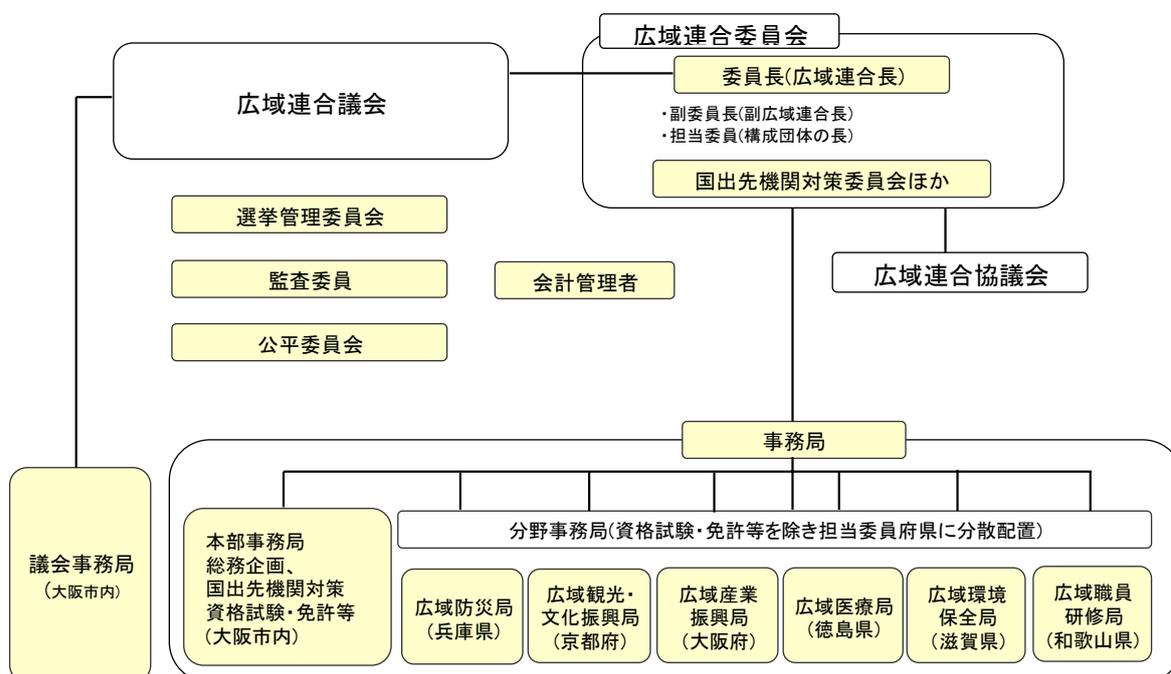
## (2) 関西広域連合の組織

関西広域連合は特別地方公共団体であり、前述の通り、連合長・議会・財政を備えている。連合長は構成団体の長による互選、議会議員は構成団体の議会が選出する。2012年8月1日現在の連合長は井戸敏三兵庫県知事、広域連合議会は定員27名で、議長は田中英夫京都府議会議員である。財政規模は2012年度予算で6.5億円となっている。

組織作りの基本的な考え方は、①合議制、②官民連携の仕組みの活用、③簡素・効率的な事務局、というものであり、これらの観点から、①構成団体の長がメンバーとなる「広域連合委員会」(合議制)、②住民・有識者・実業界から意見を聴取し協議する「広域連合協議会」を設置している。また、本部事務局は簡素なもので、後に述べる事業分野ごとの事務局は担当自治体が担い、職員も加入自治体職員が兼務している(図表2-1)。歳出は組織運営費(2012年度予算2.5億円)とドクターヘリ配置・運営費(同2.1億円)が主なもので、全体として財政規模は小さい。

この他に、選挙管理委員会(主に住民からの直接請求に応えるためのもの)、監査委員会、公平委員会(職員の権利・利益を保護し身分を保障するもの。構成団体の人事委員会に委託)など、を設置している。

(図表2-1) 関西広域連合の組織図(2012年4月末現在)



(資料) 関西広域連合資料

主な会合の開催頻度は、2012年8月1日現在で、広域連合委員会が23回、広域連合協議会が2回である。連合委員会は構成団体の長がメンバーであり、2010年12月の設立から毎月1回以上のペースで知事・市長が一堂に会したことになる。広域連合発足以前にはあり得なかった頻度であり、これだけでも設立の意義があったといえよう。一方、協議会は年1回のペースである。メンバーも多岐に亘っており、双方向の意義のある協議が物理的に可能かとの問題がある。「官民連携の仕組みの活用」との観点からは改善の余地が大きい。なお、双方とも会議の様子は議事録が公開されており、インターネットでも生中継・録画放送で視聴可能である。

### (3) 関西広域連合の事業

関西広域連合の事業分野は「まず一步を踏み出す」との基本方針のもと、設立から概ね3年で実現可能な事業7分野（以下、当初7分野）にターゲットを絞っている。これを通じて体制づくりを進め、後に事業分野を拡充・拡大するとともに、国の出先機関の受け皿となることを目指している。

#### a. 当初7分野

当初7分野は①広域防災、②広域観光・文化振興、③広域産業振興、④広域医療、⑤広域環境保全、⑥資格試験・免許等、⑦広域職員研修である（図表2-2）。これら分野には担当する首長が定められており、首長は自らの属する自治体内に、職員に広域連合職員を兼務させる形で分野別事務局を設置している。

当初7分野の選定に当たっては、とりわけ経済界からは産業競争力に直結する「空港」「道路」「港湾」といったインフラを挙げる声が強かったが<sup>7</sup>、これらが除外されたのは、①まずは自治体が合意出来るところから取り組む、②住民にメリットを示すことが可能な分野を優先する、などの判断が働いたためと考えられる。インフラ分野

(図表2-2) 関西広域連合 設立当初の事務

分野	担当委員
広域防災	井戸敏三兵庫県知事
広域観光・文化振興	山田啓二京都府知事 平井伸治鳥取県知事
広域産業振興	松井一郎大阪府知事 (副)橋下徹大阪市長 (副)竹山修身堺市長
広域医療	飯泉嘉門徳島県知事
広域環境保全	嘉田由紀子滋賀県知事
資格試験・免許等	松井一郎大阪府知事
広域職員研修	仁坂吉伸和歌山県知事

(注1) 平井鳥取県知事は山陰海岸ジオパーク推進担当委員も兼任。

(注2) 委員は2012年8月1日現在。

<sup>7</sup> 2006年12月に開催された関西分権改革推進協議会第1回総会においては、①関西三空港（関西、伊丹、神戸）の一体的な運営管理、②国道及び高規格幹線道路の計画・整備・管理、③大阪湾内諸港をはじめ港湾の一体的な運営管理、④広域防災拠点及び防災情報提供システムの整備、⑤産業科学技術クラスターの形成と交流の促進、⑥観光戦略・戦術に基づく観光プロモーション、事業の実施、⑦地球温暖化対策の推進、の7つの事務について、その現状ならびに広域連合が担う場合の具体的な内容について検討を深めることを申し合わせている。

については、今後、関西広域連合の機能を順次拡大していく折に扱う方針である。

なお、7分野以外の「その他」として「広域にわたる行政の推進に係る政策の企画及び調整」を挙げ、中身に①関西における広域的計画の総合調整、②交通・物流基盤整備（関西広域交通・物流基盤整備計画）の検討、などを掲げている。「その他」には担当がなく、したがって分野別事務局も存在しない。

当初7分野のうち、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全の5つについては、分野別の広域計画を作成・推進することとなっており、現在は計画の取りまとめが終了し、推進・実行段階にある。例えば、産業振興分野は、大阪府に拠点を置く関西広域連合広域産業振興局が事務局となって「関西広域産業ビジョン 2011～日本の元気を先導する関西～」を2012年3月に策定している（図表2-3）。また、この計画を推進するため、同5月に学識経験者や経済界事務方をメンバーとする「関西広域産業ビジョン2011推進会議」を設置している。

（図表2-3）関西広域産業ビジョン2011の骨子

<p>関西が目指す将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本とアジアの結節点</li> <li>○日本の東西二極の一極を担う</li> <li>○豊かな生活圏を形成</li> </ul> <p>【目標】2040年度の関西経済の国内シェア25%など</p>
<p>関西経済活性化戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①イノベーション創出環境・機能強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンイノベーション、ライフイノベーション分野の集積活用</li> <li>・国際的な研究開発拠点の形成</li> </ul> </li> <li>②中堅・中小企業の国際競争力強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的技術支援</li> <li>・府県域を超えた技術・人材のマッチング</li> </ul> </li> <li>③「関西ブランド」確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>・クールKANSAI(仮称)の確立・認知</li> </ul> </li> <li>④高度人材の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外とのコミュニケーション能力を備えた人材の確保・育成</li> <li>・理工系人材の確保・育成</li> </ul> </li> </ul>

（注）関西広域連合「関西広域産業ビジョン2011」をもとに日本総合研究所作成。

#### b. 国の出先機関の受け皿機能

関西広域連合は国の出先機関からの事務・権限移譲を求めて「国出先機関対策委員会（委員長は嘉田由紀子滋賀県知事、副委員長に山田啓二京都府知事）」を設置している。

関西広域連合は最終的には7省12系統<sup>8</sup>の丸ごと移管を目指しているが、現実的なアプローチとして対象を絞り込んだ要望を国に対して行っている。具体的には九州地方知事会とタイアップし、経済産業局（経済産業省）、地方整備局（国土交通省）、地方環境事務所（環境省）の3機関の事務権限・財源・職員を関西広域連合に丸ごと移管することを要望している。

この要望に関しては、国の地域主権戦略会議や、「アクション・プラン」推進委員会に対して関西広域連合として提案・要請を行っているほか、シンポジウムの開催、緊急声明の発出など、積極的な活動を展開している。

#### c. その他

<sup>8</sup> 全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」が検討対象とした8府省15系統のうち、関西が対象とならない機関および個別府県への移管を前提とするものを除いたもの。具体的には総合通信局（総務省）、法務局・地方自治局（法務省）、地方厚生局、中央労働委員会地方事務所（以上、厚生労働省）、地方農政局、森林管理局、漁業調整事務所（以上、農林水産省）、経済産業局（経済産業省）、地方整備局、地方運輸局、地方航空局（以上、国土交通省）、地方環境事務所（環境省）。

これらの活動のほか、2011年3月11日の震災発生時に逸早くカウンターパート支援<sup>9</sup>を決定、また、夏・冬の電力不足に対する節電目標の提示や節電キャンペーンの実施などに取り組んでいる。

#### (4) まとめ

関西広域連合は2010年12月に府県レベルでは初めての広域連合として発足した。その後、2年足らずの間に分野別計画の策定、出先機関改革などの分権改革への地元一体となった提案、20回を超える首長同士の会合開催など、目覚ましい成果があったといえる。

もっとも、その取り組みは緒に就いたばかりであり、今後の工夫の余地は大きい。例えば、出来ることから始めるとの方針のもとで各種取り組みが進められているため、関西としての全体のビジョンがはっきりしない。また、産業政策などでは、目標はそれなりのものを掲げてはいるが、取り組み内容が従来の延長線上の施策に近く、目標と施策との間に大きな乖離がみられるものもある。名実ともに関西の自治体が「連合」し、関西全体が活性化するにはさらなる努力が必要といえよう。

### 3. 九州

#### (1) 九州地域の広域連携と道州制の検討

九州においては、すでに1990年代に平松守彦大分県知事（在職1979～2003年）が道州制導入論を提唱していたが、2000年代に入り、わが国の中でも最も活発に道州制が議論される地域のひとつとなった。

2001年11月にスタートした国の第27次地方制度調査会において、市町村合併後の都道府県のあり方として道州制も含めた議論が展開された。これに対し、九州地方知事会<sup>10</sup>は2002年2月、各県次長クラスによる「道州制等都道府県のあり方を考える研究会」（以下、研究会）を設置し、道州制、連邦制、県合併、県連合、広域連携等、広域行政のあり方に関する情報収集、調査研究を開始した。地方制度調査会における道州制の検討が本格化してきたことを受け、2003年10月の九州地方知事会議で、九州が道州制に移行したケースを想定した論点整理を行うことで合意し、これを受けて研究会は、2005年6月、「九州が道州制に移行した場合の課題等について」と題する報告書を取りまとめた。

このように調査研究を進める一方で九州地方知事会は具体的な施策も展開する。すなわち知事会は、従来、国への要望を中心とした活動を行っていたが、地域のことは自らやっていくべきという観点から、2003年以降、県間の政策協議に活動の重点を移した。具体的に

<sup>9</sup> 2011年3月13日には支援する先を広域連合内で役割分担した。具体的には、京都府・滋賀県が福島県、大阪府・和歌山県が岩手県、兵庫県・徳島県・鳥取県が宮城県を中心に支援することとした。

<sup>10</sup> 九州地方知事会構成メンバーは九州7県（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）及び山口、沖縄の計9県。

は、グローバル化への対応、環境問題、少子高齢化・人口減少社会への対応などの共通する課題に対し、九州・山口各県が一体となって取り組んでいくこととした<sup>11</sup>。九州地方知事会はこの取り組みを「政策連合」と呼んでおり、産業廃棄物税の一斉導入と政策効果の検証、水産高校実習船の共同建造・運航など、これまでに40件の実績を重ねている。

一方、経済界でも同時期に道州制の検討が行われた。九州経済連合会<sup>12</sup>は2002年に「21世紀の九州地域戦略」を発表、地域が自ら考え、独自に取り組む自立的経済圏の形成を提言した。その後、「行財政委員会地方制度委員会」を設置し2年間の検討を行い、2005年5月に「地方からの道州制の推進に向けて～『九州モデル』の検討～」を取りまとめた。また、九州経済同友会<sup>13</sup>はこれに先立つ2001年11月に「21世紀の新しい九州を目指して～九州の一体的発展のグランドデザイン～」を発表し、自立経済圏を目指す九州自治州構想を提唱した。この実現に向けて「九州はひとつ委員会」を設置、2004年3月から活動を始め、2005年6月に報告書「九州自治州構想」を発表した。

## （2）九州地域戦略会議の設置とその活動

以上のような官民の動きをひとつにまとめようとする試みが「九州地域戦略会議」（以下、戦略会議）である。戦略会議は「九州はひとつ」の理念のもと、官民が一体となって、九州独自の発展戦略の研究や具体的施策の推進に取り組んでいくため、「九州地方知事会と九州・山口経済連合会との意見交換会」を発展する形で2003年10月に誕生した。官民一体にふさわしく議長は九州地方知事会会長と九州経済連合会会長の持ち回りで、正副議長を含む26名の行政、経済界の委員で構成されている。

戦略会議の活動の柱は、①九州の一体的発展に資する社会資本整備、②産業振興と環境保全、③地方制度改革と行政効率化、④九州とアジアの交流、の4本であり、先述の知事会の「政策連合」以外の項目で、行政と経済界が共に取り組んだ方が良い分野に取り組んでいる。これまでの実績は、①観光客誘致活動を効果的かつ強力に推進するための「九州観光戦略」の策定（1次、2次、3次）と実施機関である「九州観光推進機構」の設立（2005年4月）、②高速自動車道等、循環型高速交通体系整備に係る研究や決議、国への一体的要望、③九州・沖縄・山口の文化を広く情報発信する「九州・沖縄から文化力推進会議」の設置、④上海万博に九州地方知事会と共同で参加、⑤地球温暖化対策の九州一体となった取り組み、などである。とりわけ、「九州観光推進機構」はその後大きな成果を挙げ、道州制推進論を実例で後押しするものとなった。

こうした流れのなか、2005年、先述の通り九州地方知事会、九州経済連合会、九州経済同友会が道州制に係る提言、報告書を相次いで公表した。これを受けて戦略会議は同年10

<sup>11</sup> 九州地方知事会はこの活動を通じて「九州はひとつ（九州一体となった取り組み）」の実績を積み上げ、共同体としての意識を醸成するとともに将来の道州制につながるステップにするとしている。また、住民サービスの観点からも広域的視点に立った政策の立案と実行により、地域課題を効果的に解決し、サービスの向上につなげていくとしている。

<sup>12</sup> 九州経済連合会は2006年に「九州・山口経済連合会」から改称した。

<sup>13</sup> 九州経済同友会とは九州・沖縄の8県の経済同友会の連合体。

月、「道州制検討委員会」を設置し、目指すべき姿、課題等について官民の共通認識を取りまとめるとともに、九州全体での議論を喚起する検討を行うこととした。同委員会のレポート「道州制に関する答申」は2006年10月の戦略会議で了承され、これが官民の共通認識として確認されている<sup>14</sup>。

また、「第2次道州制検討委員会」は「道州制の『九州モデル』答申」を取りまとめ、2008年10月の戦略会議で了承された。この「九州モデル」は、①国、都道府県、基礎自治体という3層を、国、道州、基礎自治体に組み替える、②国・道州・基礎自治体の役割を明確に分離し、担当する分野は企画立案から執行までを一貫して行う、③国の役割を外交や防衛に限定する、④内政事務は基礎自治体が行い、「九州」は広域事務を補完することで、国の下請け的な地方行政の仕組みを根本から改める、などを核としており、これをもって行政の効率化や九州一体の戦略効果につなげることを目指している。また、経済活性化策について、具体例との位置づけながら、近接するアジア諸国を対象としたローカル版の経済連携協定の締結、域内の食料自給率を引き上げる「フードアイランド」、企業誘致の窓口の九州内の一本化、などの戦略を示した。

### (3) 九州市長会の九州府構想

九州では基礎自治体も積極的に活動している。九州市長会は九州地域戦略会議が道州制の検討を開始したのと同じ2005年5月に「九州における道州制等のあり方研究委員会」を設け、2006年10月に「九州府構想報告書」を取りまとめた。地方の市長会が道州制についての前向きな提言を行ったことは珍しい。この報告書を受け、2007年10月、「九州府構想推進研究委員会」を設置し、基礎自治体の権限強化と財源確保、住民自治のあり方などについて検討し、2009年10月、「九州府実現計画報告書」を取りまとめた。この報告書は九州府移行までのプロセスと課題解決の仕組みについて述べ、移行過程の一段階として九州広域連合の設置をあげている。なお、九州市長会「九州における道州制等のあり方研究委員会」委員長であった横尾俊彦佐賀県多久市長は九州地域戦略会議「第2次道州制検討委員会」の委員でもあった。このように九州では、道州制について幅広いメンバーが議論に参加しているという特徴がある。

---

<sup>14</sup> この後、九州の各県では以下のような取り組みが行われた。

・佐賀県は2007年11月に道州制における税財源制度について検討した、「道州制 制度設計 Type H/Type M」をまとめ、九州地域戦略会議第2次道州制検討委員会に提出した。

・熊本県においては、2007年6月、県議会にはじめての特別委員会である「道州制問題等調査特別委員会」が設置され、道州制をはじめとする地方分権改革について様々な角度から議論を行っている。

・大分県は、有識者による「大分県道州制研究会」を2007年10月に設置し、道州制を導入した場合の大分地域におけるメリット・デメリット等を検討、2009年3月に「大分県道州制研究報告書」を取りまとめた。「大分県道州制研究会」は、さらに2009年8月に再開し、地域主権下での大分県のあり方について研究会委員と住民、学生、市町村長等との意見交換を実施、その成果を2011年3月に「大分県道州制研究報告書～平成22年度意見交換会～」として公表した。その後、民主党政権下で道州制議論が後退し、国の出先機関廃止や、国内他地域での大都市と府県の統合議論等の動きが生じたため、その経過を見守るとの理由で現在は休止している。

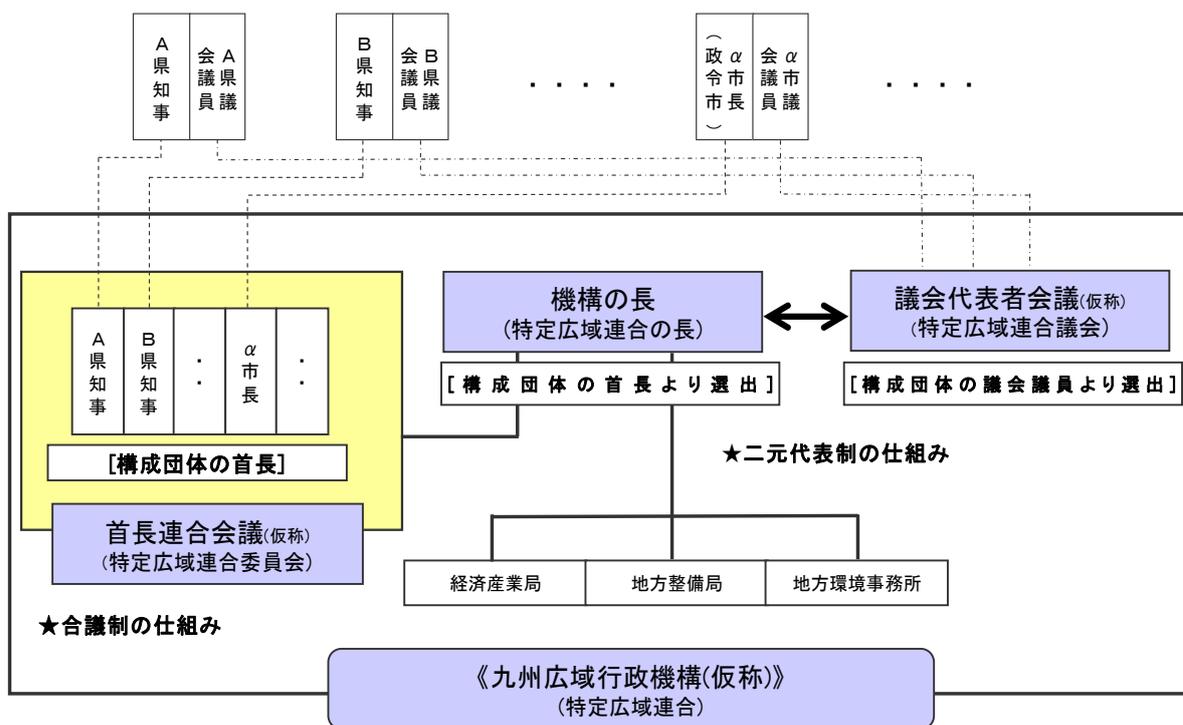
#### (4) 九州広域行政機構（仮称）の提案

以上のように、九州においては道州制への移行に向けた検討が官民挙げて進められているが、その一方で国における道州制議論は頓挫した形となっている。すなわち、2009年の政権交代で与党となった民主党は道州制に消極的であり、議論がストップした。

こうしたなか、民主党はマニフェストにおいて国の出先機関の原則廃止を打ち出し、2010年12月、出先機関の地方への移管に向けた「アクション・プラン」を策定した。九州地方知事会はこれに先立つ同年10月、出先機関受け入れの決意表明を行うとともに、自らの手で運営するための九州広域行政機構（仮称）の設立を目指すことを発表した。

この構想の内容は、①国の出先機関の事務、権限、組織、人員、財源等について丸ごと移譲を受けること、②ブロック単位の出先機関の移譲を受けるための新たな制度として広域行政機構（仮称）を法律で定めること、③広域行政機構には、地域住民の意思を反映するための仕組みを確保すること、④国による財源措置は、具体的な手続きを法律で規定すること、などである（図表3-1）。構想は、①九州のことは九州で決め、政策判断に地域ニーズを迅速に反映させる、②省庁ごとの縦割りを排除し、各県の政策と連携させることにより、政策の総合性を確保する、③機構に議会を置くことにより住民のチェックで透明性を向上させる、などを狙いとしている。九州地方知事会は、国の地域主権戦略会議の「アクション・プラン推進委員会」で機構を設置するための法案について説明するなどの働きかけを行い、国会提出予定の法案にも影響を与えている。

(図表3-1) 九州広域行政機構(仮称)の「組織イメージ」



(資料) 九州地方知事会「九州広域行政機構(仮称)について(平成24年7月)」

## 4. 四国

### (1) 四国地域の広域連携と道州制の検討

四国の広域連携は元々実利的な事業を通じて広がりを見せていった。すなわち、2000年7月、4県の経済同友会が遍路文化のユネスコ世界遺産への登録を目指す目的で、官民による推進機関の設立を4県知事に対して提言した。これを受け、同年9月、「いやしのくに四国交流推進協議会」が設立されたのがはじまりである。これをきっかけとして「四国はひとつ」を目指し、4県連携施策を具体的に積み上げて広域行政を拡大・充実することとなった。4県連携事業は2002年度から開始され、2012年度には、「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録の推進、野生鳥獣被害対策、海外への観光プロモーションなど、合計で32施策まで拡大している。このような広域行政の展開の背景には、①1999年5月の本四架橋3ルート開通、2000年1月の4県県庁所在地を直結する高速道路の完成、など広域インフラの整備によって各県の距離が縮まったこと、②同年4月の地方分権推進法の施行により、分権の受け皿としての対応が求められたこと、があると考えられる。

連携施策を推進する傍らで、道州制の研究も進められている。すなわち、愛媛県は、2005年3月に「調査研究報告書～道州制導入による新たな政策展開の可能性～<sup>15)</sup>」を、徳島県は2006年9月に『『真の地方分権時代』における『県のあり方』に関わる研究報告書<sup>16)</sup>』を公表、それぞれ道州制を導入すべきと結論付けた。また高知県は2008年9月に、①国の地方分権改革推進委員会の第1次勧告(2008年5月)の重点行政分野の抜本的見直しに対する県としての考え方、②国の出先機関の見直し、③道州制、などに関する「中間整理案」を取りまとめた<sup>17)</sup>。

このような動きのなか四国全体では、前述の4県連携施策において、2004年度に香川大学を中心とする研究者グループに、道州制が具体的な課題になったときの四国としての留意点について調査研究を委託している。また四国知事会においては、2002年から2005年に係長級職員による広域自治体等の研究会を置き、2005年9月に部次長級職員で構成する四国4県道州制研究会を設置した。この成果は、2007年6月に「道州制に関する最終報告書～四国におけるあり方について～<sup>18)</sup>」として取りまとめられ、道州制を有力な選択肢とし、基本的な制度設計を行っている。本報告は、四国州が実現したときには、①国と地方の権限と財源の大幅な再配置が実現し、四国独自の地域資源を一体的・総合的に活用した施策に取り組むことが可能となるとともに、基礎自治体は、住民に身近なところで、実態に合った地域づくりを戦略的に行うことが可能となる、②生活圈や経済圏の拡大などにより生じる広域行政課題に対し、県の間で利害調整に要した時間が短縮され、迅速な意思決定・

<sup>15)</sup> 「県のあり方研究会」報告書。同研究会は県の若手職員で構成。

<sup>16)</sup> 「徳島県道州制等研究会」報告書。

<sup>17)</sup> 「道州制と地方分権に関するプロジェクトチーム」中間整理案。

<sup>18)</sup> この報告書は、四国4県としての公式見解や意見を表したのではなく、あくまでも研究会構成員が自由な立場から調査・研究した結果をまとめたものとしている。

対応が可能となる、③地域資源を活かした独自の魅力形成や地域経済の活性化、相互交流の促進など、総合的・一体的な施策展開が可能となる、④四国という地域が行政区域としてまとまることで、伝統文化などのそれぞれの地域の良さを地域一体となって活かす取り組みが可能となる、としている。さらに、これらのメリットを最大限に活かすことによって、人口減少・少子高齢化の急速な進行、産業・財政基盤の脆弱さなど四国が置かれている厳しい状況の打開につなげ、発展の可能性をさらに高めることが出来るとしている。

一方、経済界では、四国経済連合会が、道州制を含めた地方分権について、広域連携特別委員会による調査と常任理事会による審議等を行い、2009年3月に「四国から見た道州制についての基本的考え方」を公表した。同報告書では四国の現状を、子供を生み育て、教育投資を行っても、多くの若者が東京へ出て行ったまま戻らず、人口減少が加速し、高齢化が進み、地域社会や産業の担い手が減るばかりで、地域の存立基盤が大きく揺らいでいるとし、こうした状況を打破し地方が元気を取り戻すため、道州制によって東京一極集中を是正し、多極・自立型の国家体制を構築し、地方の活力の回復とわが国全体の持続的発展を目指すべきとしている。

## (2) 四国広域連合（仮称）設立の合意

こうしたなか、2009年に政権が交代し、道州制の議論が頓挫するとともに国の出先機関改革がクローズアップされた。この国の動向や設立準備中の関西広域連合を国の出先機関の受け皿としようとする動きなどを見て、2010年5月の四国知事会議において、①地方から積極的に行動を起こすべきであること、②広域的な受け皿のあり方等について事務レベルで検討すること、を決定、四国4県広域連携部長会議を設置し検討した結果、2012年2月、四国知事会議の4県知事合意事項として、国が新たに整備する特例制度<sup>19</sup>に則った四国広域連合（仮称）を出先機関の受け皿として設立することを発表した<sup>20</sup>。

受け入れに取り組む基本姿勢として、①移管対象機関については、各県の産業振興施策との総合化により効果的な政策展開が可能となる四国経済産業局の丸ごと移管を求め、第2段階として、所管区域が四国4県を超える中国四国地方環境事務所や中国四国農政局の移管について、中国地方知事会との連携を前提に、併せて検討を進めていく、②経済産業局の移管時期は関西広域連合や九州地方知事会と同時期である2014年度中を目指す、③経済産業局の関連業務のほか、広域的に連携し実施することが効果的な共通課題について持ち寄り事務を検討する、としている。

<sup>19</sup> 内閣府は、国の出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するための広域実施体制について、地域主権戦略会議(2012年4月27日)で了承された「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成案）」に基づき、法案を提出するとしている。

<sup>20</sup> 徳島県は関西広域連合に加入しているが、同時に四国広域連合（仮称）にも加入するとしている。

## 5. 中国

### (1) 中国地域の広域連携と道州制の検討

中国地域では、古くから広域行政のあり方が議論されてきた。例えば、恒松制治島根県知事（在職 1975～87 年）や、長野士郎岡山県知事（同 1972～96 年）が 1980 年代から 90 年代にかけて連邦制を提案している<sup>21</sup>。

この議論は、2000 年代に入り加速する。すなわち、「平成の市町村合併」において中国地域の市町村数の減少率が 65.7%<sup>22</sup>と全国で最も進展したことで基礎自治体が強化され、加えて県から権限移譲を積極的に進めた結果、県の事務・権限が減少し、その再編がテーマとなっていく。2003 年 3 月、岡山県は有識者による「21 世紀の地方自治を考える懇談会」報告書を取りまとめ、「中四国州」設置が望ましいと結論づけた。これを踏まえ庁内横断組織である「道州制研究プロジェクトチーム」を設置し、中四国州実現に向けた提言や鳥取県・香川県等との広域連携モデル事業を実施している。また、島根県は 2003 年 12 月に道州制の導入を望ましいとする「今後の地方自治制度のあり方に関する論点整理等」をまとめたほか、広島県は、有識者による「広島県分権改革推進審議会」を設置、2004 年 11 月の「広島県の分権改革の推進に関する答申」を受けて「分権改革推進計画」、「第二次行政システム改革推進計画」、「第二次中期財政運営方針」の 3 つの計画からなる「広島県分権改革推進プログラム」を同月に策定した。この「分権改革推進計画」で広島県は、出来るだけ早期に道州制を目指すとしている。山口県は、庁内で分権時代の国と地方の関係や道州制等の新たな広域自治制度のあり方などについて検討を行い、2006 年 2 月に「分権時代における山口県のあり方（最終報告）」を取りまとめた。ここでも道州制が地方分権時代にふさわしい広域自治制度であるとしている。

このように中国地域では各県がそれぞれ道州制についての活発な研究を行ったが、九州や四国と異なり、地方知事会において地域ブロックとしての道州制に対する意見、提案という形での取りまとめは行っていない<sup>23</sup>。なお、中国地方知事会は 2007 年 3 月、省庁の組織と事務を調査し、都道府県・市町村の事務との重複状況を検討した「国家行政機関の行政機構等に関する現状基礎調査報告書」を作成している。

経済界では、中国経済連合会が 2004 年 11 月に「広域的な地方自治の実現に向けて～中国地方からの道州制移行論～」を取りまとめ、道州制の導入を提案、さらに、2006 年「中国地方新生ビジョン」を作成し、行動指針として、道州制の継続的な検討、地域への情報発信を掲げた。

このような道州制推進論の高まりの一方で、実利面での広域連携の取り組みも試みられて

<sup>21</sup> 岡山県は 1991 年、副知事を座長とする「岡山県 21 世紀の地方自治研究会」が「連邦制の研究報告書」を作成した。

<sup>22</sup> 2009 年 3 月 31 日から 2010 年 3 月 31 日までの期間。なお、他の地域は、北海道 15.6%、東北 49.6%、北関東 45.9%、南関東 23.7%、北陸 54.1%、東海 50.6%、近畿 39.3%、四国 56.0%、九州 54.9%、沖縄 22.6%である。

<sup>23</sup> 中国地方知事会の広域連携テーマとして「都道府県のあり方に関する調査研究会」を設置し部局長級の構成メンバーで検討を行っているが、論点整理の報告に留まった。

いる。すなわち、2002年5月の中国地方知事会議において、中国5県の広域連携・役割分担に関する論点整理・問題検討を実施することで合意、これを受け、同年7月の知事会議において、事務方による「広域連携検討会」を設置し、①これまで知事会で提案された広域連携項目についての実務的な検討、②新たな広域連携テーマの頭出し、を行うこととした。この結果、5県の公設試験研究機関の機器・施設の相互利用に関する協定や大規模災害時の広域支援体制についての協定などが実現、また、海外からの観光客誘致について共同キャンペーンも行っている。さらに、今後の広域連携テーマとして、中国地域内の事務・施設の共同化や中山間地域等の地域医療確保対策が挙げられている。

## (2) 中国地域発展推進会議

以上のような自治体間連携と並行して官民協働の組織も立ち上がっている。中国地域では、2008年11月、国内外の地域間競争に打ち勝つことを目的として、「中国地域発展推進会議」が設立された。同会議は九州戦略会議に倣ったもので、中国地域5県の知事と経済界の代表（中国経済連合会会長、中国5県の経済団体の代表者（各県1名））とで構成、地域経済の活性化等に関する諸課題や施策について協議するとともに、実際に事業に取り組むことを方針としている。年2回、会議を開催しており、2012年6月の会議では、①地球温暖化対策、②インバウンド観光対策、③中国地域の諸課題に係る意見交換（大規模広域的災害への対応、国の出先機関の事務・権限の移譲についての取り組み）がテーマとなった。事務局は中国経済連合会と中国5県の持ち回りである。

## (3) 中国広域連合（仮称）設立準備の合意

一方、国の出先機関改革を巡る九州、四国と同様の状況下で、2011年10月、中国地方知事会は広域連合を念頭にした事務レベルでの検討組織を設立することで合意した。これにより同年11月に部局長級による「広域連合検討会」が設置され、6回の検討を経て2012年6月、経済産業局の受け皿になるとともに中国地方における広域行政（広域防災、ドクターヘリの運行調整などの広域医療）の実施主体の役割を担う「特定広域連合<sup>24</sup>」の設立に向けた準備を行うとの合意を発表した。受け入れる出先機関は経済産業局のほかに、第2段階として、地方整備局、地方環境事務所、第3段階として厚生労働局、運輸局、農政局を検討対象とするとしている。経済産業局の事務・権限の移譲時期は、先行する関西、九州、四国の3ブロックと同様の2014年度中を目指している。

<sup>24</sup> 四国と同様の方式。鳥取県は関西広域連合に加入しているが、中国広域連合（仮称）にも加入するとしている。

## 6. 総括

以上みてきたように、国における分権改革の停滞とは裏腹に地域活性化を目指した地域自らの取り組みが加速している。これらの動きを総括し、そのインプリケーションを整理すれば、次の点が指摘できる。

### ①動きが加速しているのは主に西日本であるが、東日本も埒外ではないこと

東日本においても北東北3県（青森・岩手・秋田）や北関東（群馬・栃木・茨城）などで広域連携が実施されているが、西日本の取り組みの方が「より」活発である。その背景としては、第1に、西日本は地理的に纏まりやすいこと（九州、四国は島。中国も区切りがはっきりしている。関西は「近畿」の定義が曖昧であるが、京阪神という経済的な核が存在する）、第2に、西日本ではこれまで個々の府県が独自路線を貫いた結果、総合力を発揮できない状況にあったことが返って危機意識を強めたこと、第3に、西日本は東京圏から離れているため中央集権の恩恵をさほど感じない一方で成長著しいアジアに近く、将来を切り拓くために地域が一丸となることのメリットが大きいこと、などが指摘できる。

今後、国の財政が一段とひっ迫し、中央集権的な施策が取りにくくなる過程では、東日本においても連携の必要性が高まってくると予想される。もっとも、連携が実を結ぶようになるには、取り組み始めてから10年単位の年月が必要であり、東日本においても早期に「手を付けていく」ことが肝要といえよう。

### ②地域の歴史的・地理的背景を反映して連携の形は一様ではなく「全国一律の地方分権改革」よりも「地域の声による権限・財源移譲」が望まれること

関西は広域連合設立という「組織先行型」、九州は九州モデルの官民揃っての策定という「理念共有型」である。また、四国は身近なテーマの実践からスタートする「実績積み上げ型」、中国はそれぞれの県が理念を持ちながらも連携の形は九州や四国の動きを機敏に取り入れる「学習型」と名付けられよう。

各地の取り組みの違いは、例えば関西では、道州制を巡る議論で知事の間でコンセンサスがなく、他方で地域の将来に関する強い危機感がベースとして存在するなかで、小異を捨てて大同に付く現実的な手段が「広域連合」であったという側面がある。また、九州は長い歴史を持つシンクタンク「九州経済調査協会」が陰に陽に理論のバックボーンを形成し、賛同者を広げていったという経緯がある。

各地の取り組みはこうした歴史的あるいは地理的背景の上に成り立っている。したがって、他の地域の取り組みをそのまま取り入れても、それが意味あるものになるかは疑問である。すなわち、地域活性化に向けた広域連携は、最終的には道州制に行きつくもので

あったとしても、途中の形態は全国一律に進めるのではなく、多様な制度を用意して地域が選択する姿が望ましい。

③知事のコミットメントが不可欠であり、知事相互の日頃の情報交換・意識共有が望まれること

広域連携を実際に担当するのは都道府県であり、知事のコミットメントなしに連携はおぼつかない。九州、四国、中国ではそれぞれの知事会の議論の結果、連携が進んだし、関西においては2006年7月の「推進協議会」から知事が検討メンバーに加わり、「関西広域機構（KU）」が設立された2007年7月以降、飛躍的に議論が進展した。連携の発端がどうであれ、知事相互のコンセンサス形成は不可欠の要素といえる。

この意味で、現在連携が進んでいる地域においては、知事の選挙結果次第で連携が頓挫しないような「後戻りできない関係」を築いていくことも必要である。また、今後、広域連携を広げていく地域にあっては、日頃から知事間の密接な情報交換・意識共有が望まれる。

④真の地域活性化をターゲットとして、連携を問題解決型の取り組みに進化させるべきこと

これまでの連携は組織作り（関西）、理念共有（九州）などが先行しており、権限・財源が実際に地域に移管された場合に「どうするか」との点の詰めはなされていない。

関西の場合、先述の通り、分野別のビジョンは書かれているが、関西全体としてのビジョンは作成されていない。また、例えば産業振興に関するビジョンとして「関西広域産業ビジョン2011」が策定されているが、中身をみると、目標はそれなりのものを掲げているものの、取り組み内容が従来の延長線上の施策に近く、目標と施策との間には大きな乖離がある。これは、「出来るところからやる」との方針の限界が一部に表れたとも取れるものである。

また、九州においては、「九州モデル」に示されている道州の事業が「具体的事例」の段階であり、実現可能性や効果などについてはさらなる検討が必要と思われる。

一方で、グローバル化が進展するなかで、世界を舞台にして都市間・地域間競争が激しく展開されており、わが国の地域もその戦いに生き残っていくことが求められている。企業の海外流出や人口の少子高齢化への対応、アジアの成長力取り込みなど、待ったなしの課題を正面から見据え、地域主体でそれらを果敢に乗り越えていこうという高い目線での計画・戦略策定が不可欠である。

## 7. むすび

個々の都道府県が近隣間で広域行政を行うケースは古くからあったが、2000年代になってブロックの知事会単位で広域連携施策を行うケースが増えた背景には、地方の将来展望に対する危機感があると思われる。2003年9月に中央集権的な国のあり方に対し分権型内政構造の構築を目指し「闘う知事会議」を標榜した梶原拓岐阜県知事（当時）が全国知事会議の会長に就任するなど、それまで親睦団体的とも言われていた知事会が、要望団体から地域の自立に向けて広域で具体的に行動に移すようになったことがひとつの象徴ともいえよう。

一方、これまでの国の分権改革は、地域からの要望、提案によって方向付けられてきた側面もある。例えば、関西経済連合会の「都道府県連合制度に関する提言」（1991年11月）は、1994年6月の地方自治法改正による広域連合制度の創設につながったし、広島県が2004年11月に策定した「広島県分権改革推進計画」の考え方は、道州制の導入を提言した2006年2月の第28次地方制度調査会の「道州制のありかたに関する答申」にも通じるものである。国の出先機関改革を巡る最近の議論は、関西や九州の積極的な働きかけがなければ、ハローワークの都道府県への移管などきわめて矮小化されものにとどまっていた可能性もある。

国は地域からの声に真剣に向き合い、地域が「自らのことは自らが行う」と宣言した分野については権限・財源を積極的に移譲することが必要である。その際、地域の取り組みは一様ではなく、「全国一律」を旨とするよりも地域の実情に合った分権改革を進めていくべきである。

元来、地方分権改革は、自身の権限・財源を失うことになる中央官庁によって実現するはずもなく、文字通り政治主導で成し遂げるべきものである。政権交代のたびに基本方針が大きく変わることも望ましいとはいえ、この意味で今一度1993年の両院決議に立ち返り、超党派のコンセンサスを形成するべきである。

一方、地域においては広域連合などの組織作りが先行している地域もある。しかし、組織の設置は地域の自立にとっての必要条件であるが、十分条件ではない。また、分権改革、道州制が地方の活性化を保証してくれるわけでもない。単に業務の移譲を受けるのではなく、権限・財源を手にしたときに目指すべき具体的なビジョンが合意されていることが最低限必要である。世界的な都市間・地域間競争に生き残り、少子高齢化を乗り越えていくための明確なビジョンとしたたかな戦略があつてこそ、真の地域活性化が実現するといえよう。

以 上